

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する行政処分（指示）について

県は、住宅リフォーム工事を行う訪問販売業者である有限会社HOUGA商会に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）に違反する事実を認定したため、平成26年11月25日に法第7条の規定に基づく業務改善の指示を行いました。

1 事業者の概要

- (1) 名称 有限会社HOUGA商会（ハウガショウカイ）
- (2) 代表者 茅根 元三（チノネ モトゾウ）
- (3) 所在地 茨城県東茨城郡茨城町小幡2761-43
- (4) 資本金 300万円
- (5) 設立 平成2年9月18日
- (6) 社員数 11名（役員2名、従業員9名）
- (7) 取引形態 訪問販売
- (8) 業務内容 住宅リフォーム工事（主に屋根の補修工事）

2 取引の概要

有限会社HOUGA商会（以下「同社」という。）は、茨城県内において消費者宅を訪問し、屋根補修等の工事契約を締結する際、法で記載が義務付けられている事項を記載していない契約書面（記載不備書面）を消費者に交付していました。

また、契約時に金銭（契約金等）を支払った消費者が、同社に書面で契約解除を通知（クーリング・オフ）したにもかかわらず、同社は受領した金銭を消費者に返還していませんでした。

3 県内の消費生活センターへの相談件数

過去5年間の相談件数：46件（平成21年4月から平成26年7月まで）

4 違反事実の概要

(1) 契約書面の記載不備（法第5条第1項）

法で記載が義務付けられている「法人の代表者の氏名」、「役務の対価（工事代金）の支払時期」、「役務の種類（工事の詳細）」、「契約書面の内容を十分に読むべき旨の注意書き」及び「クーリング・オフに関する事項（一部）」を記載していない契約書面を消費者に交付していた。

(2) 債務不履行（法第7条第1号）

消費者から書面で契約解除を通知（クーリング・オフ）されたにもかかわらず、契約時に消費者から契約金として受領した金銭の返還を怠っていた。

5 指示の内容

- (1) 訪問販売に係る役務提供契約の締結に当たっては、法で定める記載内容を正しく記載した契約書を交付すること。
- (2) 訪問販売に係る役務提供契約の解除によって生じた債務を速やかに履行すること。

6 今後の対応

指示に従わない事実が確認された場合は、所要の手続きを経た上で、業務停止命令を行う。

7 問い合わせ先

- (1) 処分内容についての問い合わせ先
茨城県生活環境部生活文化課 生活担当 電話 029-301-2829
- (2) 同様のトラブルでお困りの方の問い合わせ先
茨城県消費生活センター 電話 029-225-6445